

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故等番号 | 2013長第62号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成25年7月21日 06時20分ごろ |
| 発生場所 | 佐賀県唐津市小川島西方沖 唐津市所在の小川島港西防波堤灯台から真方位275°900m付近 (概位 北緯33°35.7′ 東経129°53.4′) |
| 事故等調査の経過 | 平成25年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 ^{ふくりゅう} 福隆丸、2.38トン SA3-24487（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{うみざるツー} 海猿Ⅱ、0.8トン SA3-24843（漁船登録番号）、個人所有 第292-22679号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 船首部にペイント剥離 B 左舷船首手摺りが破損、左舷側に擦過傷、操縦スタンドが倒壊 |
| 事故等の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、小川島西方沖において、ひき縄漁を行いながら、約2ノットの対地速力で北北西進した。 船長Aは、本事故発生の約5分前に漁を開始したとき、左舷船首方に‘錨泊又は漂流中の数隻の小型船舶’（以下「船舶群」という。）を視認したが、船首方で錨泊中のB船には気付かなかった。 船長Aは、船舶群と東側の小川島西岸付近の干出岩（女瀬）との間を通過するつもりで引き続き船舶群を見ており、船首方を見ずに航行していたところ、平成25年7月21日06時20分ごろA船の船首とB船の左舷船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、小川島西方沖において、南方に向首して錨泊し、一本釣り漁を行っていた。 船長Bは、本事故発生の約2分前に左舷船首方から接近するA船及びプレジャーボート1隻（C船）を視認したが、A船の船首がB船より女瀬側に向いているように見えたので、A船がB船の左舷側を通過するものと思い、また、C船が、高速でA船の左舷側を追い越してB船の右舷側の近距離を通過する態勢であったので、C船が通過し終わ |

| | |
|--|--|
| | <p>ることを確認してから船首方に視線を移したとき、A船が至近に接近していたが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、機関を始動できず、航行不能となり、船長Bが携帯電話で118番に通報した後、A船に唐津市小川島漁港へえい航された。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：波向 北、波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期</p> |
| その他の事項 | <p>船長Aは、救命胴衣をA船に積んでいたが、着用しておらず、携帯電話を携行していたが、防水型ではなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用しており、防水型の携帯電話を携行していた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小川島西方沖において、ひき縄漁を行いながら北北西進中、船長Aが、左舷船首方の船舶群に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向首していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小川島西方沖において、錨泊して一本釣り漁の操業中、船長Bが、接近するA船及びC船を視認したが、A船がB船の左舷側を通過するものと思い、高速でB船の右舷側の近距離を通過する態勢のC船に意識を集中し、A船が至近に接近して気付いたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、小川島西方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船が至近に接近して気付いたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中も、常時、見張りを適切に行い、接近する他船を視認したときは、その動静を監視し、必要に応じて有効な音響による注意喚起信号を行うこと。 ・小型漁船に1人で乗船し、操業中は、救命胴衣を着用すること。 |